

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成25年10月3日(2013.10.3)

【公表番号】特表2013-511831(P2013-511831A)

【公表日】平成25年4月4日(2013.4.4)

【年通号数】公開・登録公報2013-016

【出願番号】特願2012-539311(P2012-539311)

【国際特許分類】

H 05 K 9/00 (2006.01)

【F I】

H 05 K	9/00	W
H 05 K	9/00	C

【手続補正書】

【提出日】平成25年8月6日(2013.8.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電子設備の構成要素、特に屋外使用のための電子設備の構成要素であって、ポリマー組成物から製造されており、導電性材料がめっきされており、前記ポリマー組成物が、

(a) ポリエチレンテレフタレート

(b) ガラス纖維

を含有することを特徴とする、構成要素。

【請求項2】

前記構成要素が屋外使用用であることを特徴とする請求項1に記載の構成要素。

【請求項3】

前記構成要素がRFフィルタ筐体であり、EMI遮蔽を得るために導電性材料が筐体にめっきされている、請求項1または2に記載の構成要素。

【請求項4】

前記ポリマー組成物が少なくともポリエチレンテレフタレートホモポリマーを含有する、請求項1～3のいずれか一項に記載の構成要素。

【請求項5】

前記ポリエチレンテレフタレートが後凝縮される、請求項4に記載の構成要素。

【請求項6】

前記ポリマー組成物が10～60重量%の間のガラス纖維を含有する、請求項1～5のいずれか一項に記載の構成要素。

【請求項7】

前記ポリマー組成物が30～50重量%の間のガラス纖維を含有する、請求項1～5のいずれか一項に記載の構成要素。

【請求項8】

前記ポリマー組成物が5重量%未満の添加剤を含有することを特徴とする請求項1～7のいずれか一項に記載の構成要素。

【請求項9】

前記ポリマー組成物が、前記ポリエチレンテレフタレート、前記ガラス纖維、および5重量%未満の添加剤からなることを特徴とする請求項1～8のいずれか一項に記載の構成

要素。

【請求項 10】

移動電話用の基地局に使用するための R F フィルタ用筐体である、請求項 1 ~ 9 のいずれか一項に記載の構成要素。